

平成30年10月29日
(第6回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第1号 平成30年度美瑛町一般会計補正予算について ----- 1~ 7

議案第1号

平成30年度 美瑛町一般会計補正予算（第7号）

平成30年度美瑛町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,735,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年10月29日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		120,506	2,600	123,106
	1 繰越金	120,506	2,600	123,106
20 町債		1,500,400	49,400	1,549,800
	1 町債	1,500,400	49,400	1,549,800
歳入合計		10,683,400	52,000	10,735,400

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		1,681,765	52,000	1,733,765
	1 商工費	732,286	52,000	784,286
歳出合計		10,683,400	52,000	10,735,400

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業 (ソフト分)	789,800	証券借入 又は証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	839,200	変更前と同じ	変更前と同じ	変更前と同じ
商工業振興事業 (ソフト分)	(23,200)				(44,100)			
観光振興対策事業 (ソフト分)	(0)				(28,500)			
合計	1,500,400				1,549,800			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰越金	120,506	2,600	123,106
	1	繰越金	120,506	2,600	123,106
	1	繰越金	120,506	2,600	123,106
20		町債	1,500,400	49,400	1,549,800
	1	町債	1,500,400	49,400	1,549,800
	5	商工債	703,000	49,400	752,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	2,600	1 前年度繰越金	
1 商工債	49,400	1 商工債	49,400
		(1) 過疎対策（ソフト分）商工業振興事業債	(20,900)
		(2) 過疎対策（ソフト分）観光振興対策事業債	(28,500)

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	1,681,765	52,000	1,733,765	49,400	2,600
	1	商工費	732,286	52,000	784,286	49,400	2,600
		2 商工業振興費	171,583	22,000	193,583	地方債 20,900	1,100
	3	観光費	399,943	30,000	429,943	地方債 28,500	1,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	22,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 美瑛町消費活性化事業 補助金（補）	22,000 22,000 (22,000)
19 負担金補助 及び交付金	30,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 観光客誘致促進事業 補助金（事）	30,000 30,000 (30,000)

発議第 1 号

議案第 1 号 平成 30 年度美瑛町一般会計補正予算に対する附帯決議について

美瑛町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

平成 30 年 10 月 29 日

提出者 議員 福原 輝美子
賛成者 議員 野村 祐司
賛成者 議員 角 和 浩 幸

提案理由

今回、議案第 1 号 平成 30 年度美瑛町一般会計補正予算（第 7 号）に係る観光客誘致促進事業に関し、一般社団法人美瑛町観光協会に対する補助金については、議会に対する事業説明の過程において、その事業計画と実施のあり方に疑義が生じる結果となった。

北海道胆振東部地震の影響による美瑛町の観光需要を喚起する施策は評価するとともに、早期の事業実施の必要性についても十分に理解する一方で、被補助事業者である観光協会がホームページ等で周知し、議会への説明が不十分のまま、本補正予算議決前から割引クーポンの発行が実施された。

その後の議会への説明において議決前の発行分については、観光協会の自主財源により実施するとの説明がなされたが、結果的に当初の事業説明の内容と乖離が生じる事実が判明し、議会の議決権の侵害との誤解をも生じかねない事態となったことは、不適切な対応であったと指摘せざるを得ない。仮に事業計画の変更がなされたとしても、適宜説明又は報告すべきである。

よって、次のとおり決議するものである。

議案第 1 号 平成 30 年度美瑛町一般会計補正予算に対する附帯決議

今後、議会と執行機関の信頼関係を損なう事態が生じることのないよう、適切な説明責任を果たすことを厳に求めるとともに、当該補助金の執行にあたっては、貴重な町財源でまかなわれるものであることに留意し、法令や補助金の交付目的等に従って誠実に補助事業が執行されるよう措置することを求める。

以上、決議する。

平成 30 年 10 月 29 日

美 瑛 町 議 会